

令和3年(レ)第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(第一審原告) 伊東達也 外1271名

控訴人(第一審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第一審原告) 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人(第一審被告) 東京電力ホールディングス㈱ 外1名

### 準備書面(控訴審4)

2022(令和4)年9月27日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

#### 第一審原告ら代理人

弁護士 小野寺利孝



同 弁護士 広田次男



同 弁護士 鈴木堯博



同 弁護士 渡辺淑彦



同 弁護士 米倉勉



同 弁護士 笹山尚人



同 弁護士 坂 田 洋 介



同 弁護士 吉 田 梯 一 郎



同 弁護士 市 野 綾 子

外

印  
印  
印

## 第1 はじめに

- 原判決は、「3月終わり頃又は4月以降は、市民生活の混乱状況や放射線被ばくのリスクに合理的な不安を覚える状況は、徐々に収まつていった」（地裁判決 490 頁）、「ある程度社会的混乱が収まり、放射線被ばくのリスク自体も同様であつて、日常生活を回復していく状況にあつた」（同 491 頁）との事実認定をしているが、以下に述べるように、いわき市の被害実態と大きな乖離があると言わざるを得ない。
- いずれのいわき市民も、原発事故によって、それまでの平穏な生活を長期に渡り、継続的に制限されざるを得なかつた。この事実は、否定しようもない。いわき市民が、それまで当然に享受してきた平穏な日常生活が損傷され、長期間制限されてきたという事実に正面から目を向けなければ、原子力被害の本質を捉えることは出来ない。これを「ふるさと損傷」と仮に呼ぶならば、いわき市民は、医学的健康リスクに留まらない「日常生活の阻害」という被害を長期に渡って受け続けてきたことを、裁判所にはご理解頂きたい。

## 第2 放射性物質に対する不安を背景とする行動制限

### 1. 子どもの肥満

肥満傾向にある子どもが福島県で増えている実態が、文部科学省が公表した 2012 年度学校保健統計調査速報からも明らかになっている（甲 A669 乃至 671）。これは明らかに東京電力福島第一原発事故の影響を恐れ、

福島県の子ども達が野外活動等を制限せざるを得ず、運動量が減ったことが影響した結果である。都道府県別に肥満傾向の子どもの割合を見ると、幼稚園年長（5歳）から高校3年（17歳）までの13学年のうち、7学年で福島県がもっとも高いという結果になった。7学年の内訳は、年長から小4までと中3、高3。小5と小6も2位だった。全国平均との比較では、すべての学年で福島県の数値が上回り、特に年長（4.86）、小1（9.73）、小3（13.47）は、全国平均から2倍以上の開きが出たのである。

区分	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			
		5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
H21年度														
全 国	2.70	4.36	5.50	7.30	8.60	9.54	9.69	10.29	8.94	8.89	10.32	9.75	9.83	
福 島	4.29	7.05	9.18	9.66	15.52	11.87	14.85	12.90	11.69	10.92	16.81	13.14	14.46	
順位（下位順）	7	5	3	9	1	8	2	8	5	6	7	2	4	
H22年度														
全 国	2.81	4.34	5.38	7.05	8.30	9.28	9.98	9.98	8.70	8.65	10.52	9.71	9.74	
福 島	4.63	5.03	6.86	8.35	11.16	11.07	13.77	14.04	12.14	10.94	14.88	11.99	12.71	
順位（下位順）	3	17	13	15	8	11	2	3	4	6	1	7	2	
H24年度														
全 国	2.39	4.22	5.41	6.62	8.26	8.82	9.32	9.68	8.44	7.90	9.98	9.00	9.55	
福 島	4.86	9.73	9.89	13.47	13.97	14.01	14.53	12.41	9.66	11.47	13.17	9.06	14.11	
順位（下位順）	1	1	1	1	1	2	2	5	16	1	5	26	1	
H25年度														
全 国	2.43	4.05	5.42	6.80	8.26	9.47	9.37	9.62	8.42	7.85	9.58	9.07	9.35	
福 島	4.66	7.63	8.82	11.71	12.76	16.66	14.01	13.70	13.31	11.96	15.45	12.43	14.12	
順位（下位順）	2	1	3	1	2	1	2	2	1	2	1	4	1	

学校保健統計調査より、肥満者の割合を全国と福島県の比較で比較したもの  
外部被ばくを避けるための行動制限により、外遊び・野外活動の機会  
が制限されたことは、子ども達のみならず、その保護者らの精神的被害  
にもつながるものである。

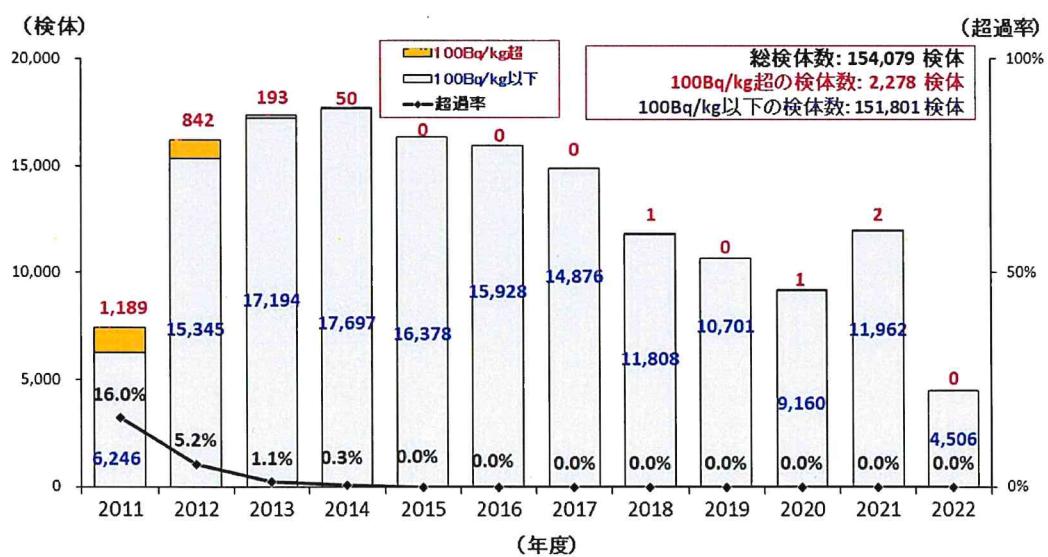
## 2. 海洋汚染と地場産の魚介類の回避

いわき市は海の街である。福島県いわき沖は「潮目の海」と呼ばれ、  
親潮と黒潮がぶつかり、魚のえさとなるプランクトンが多く発生する豊  
かな海域である。その海域で採れる海産資源は、「常磐もの」と言われ、  
新鮮で脂がのった良質の魚介類として、東京の築地市場でも高値で取引  
がされていた。そのような豊かな海産資源を、いわき市民は当然に享受  
出来ていたのであり、そのような海産物を分け合い、与え合うことで、

円満な地域生活・コミュニティが形成されていたのである。

ところが、事故後、毎時1000ミリシーベルトを超える高濃度の放射性物質を含む水が海に流出し、それに伴い、海洋資源の汚染が見つかったことにより、地元住民の生活は一変してしまった。

水産庁が福島県及び近隣県の主要港において、水産物のサンプリング調査を行ってきたが、その海産種の放射性物質調査結果を見ても、少なくとも、2014年までは、100Bqを越える検体が見つかっており(甲A672)、人びとが安心した「海の街いわき」での暮らし(釣りをしたり、地場産の魚を食したりする暮らし)を取り戻すことが出来ていないことは当然であろう。

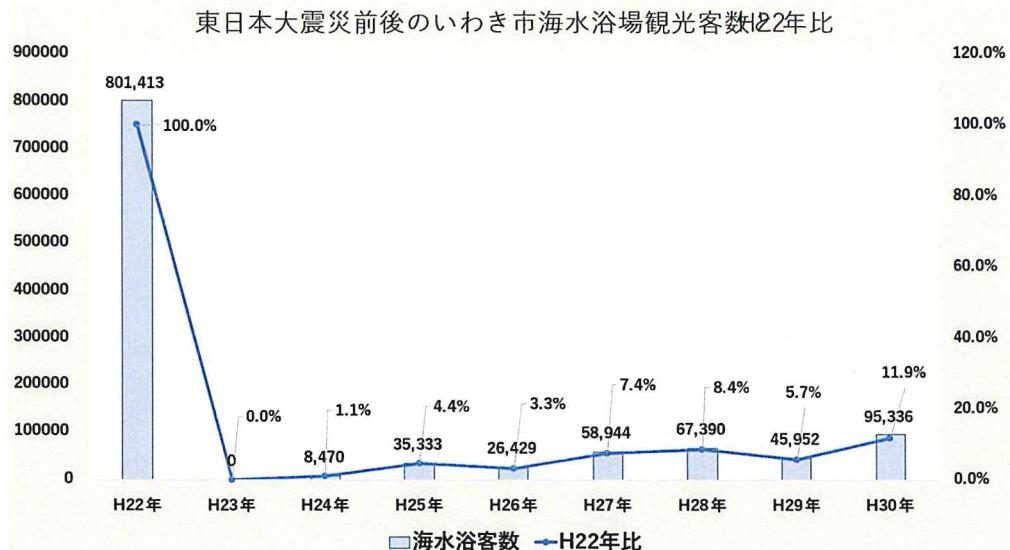


### 3. 海水浴客の大幅減少

いわき市が「海の街」と呼ばれるのは、海産資源ばかりではない。原発事故前は、いわき市は、海水浴をはじめ、海釣り、マリンスポーツなども盛んであった。いわき市の60キロにも及ぶ海岸線には、「いわき七浜」と呼ばれる海水浴場が整備され、毎年、80万人の海水浴客がいわき市に訪れていたのである(甲A673)。

ところが、原発事故により高濃度の放射性物質を含む水が海への流出

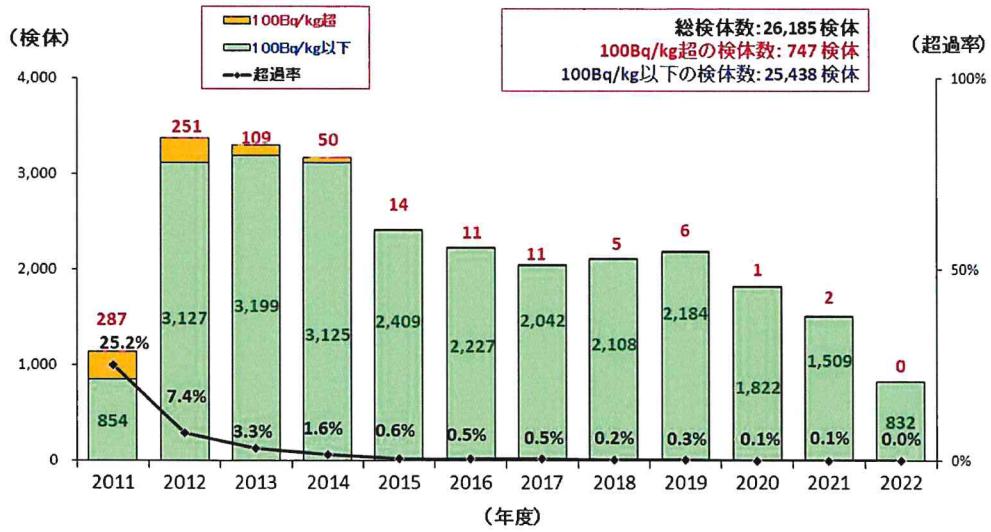
は、このような海遊びの楽しみも奪ってしまった。いわき市への海水浴客は、原発事故前の1割以下となってしまっている（甲 A673）。当然、この海水浴客の減少に伴う経済的損害も生じている。



#### 4. 川遊び客の減少

海ばかりではない。いわき市は、夏井川や鮫川など、河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいる自然豊かな都市でもある。いわき市民は、当然のように渓流釣りやキャンプなどを楽しんでいたのである。

水産庁では、淡水種の調査もしてきたが、原発事故後、100 Bqを越える淡水種の魚種が多数見つかっており（甲 A672）、人びとから渓流釣りなどの楽しみを奪ったのである。



また、夏井川渓谷等でキャンプなどをする観光客も大幅に減少してしまっており（従前の2割程度、甲 A673）、いわき市民から、川遊びなどの楽しみを奪ってしまった。



#### 第4 いわき市で生活する「誇り」「自慢」の損傷

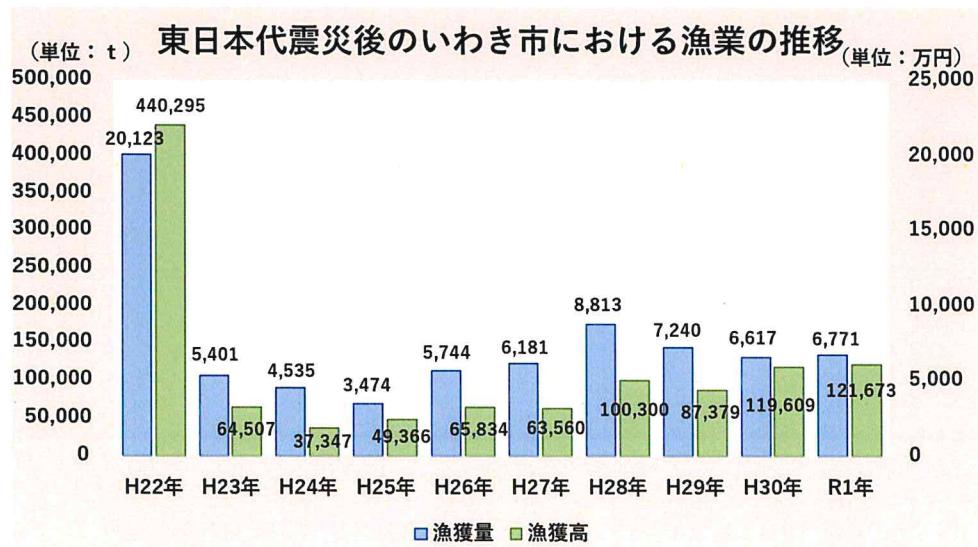
##### 1. 漁業の被害

前述のように、福島県いわき沖は「潮目の海」と呼ばれ、親潮と黒潮がぶつかり、魚のえさとなるプランクトンが多く発生する豊かな海域で、この採れる海産資源は「常磐もの」と言われ、新鮮で脂がのった良質の

魚介類として、東京の築地市場でも高値で取引がされていた。地元住民は、いわき市を訪れる親戚縁者にこのような新鮮な海産物を提供するのが自慢であったし、お土産や贈答品として贈れば、非常に喜ばれ、地元住民としては、自慢であり、喜びの一つでもあった。原発事故は、このような海産物のブランド力を傷つけ、人の心の誇りをも毀損したのである。

原発事故以来、福島県沖では、漁を制限しながら、魚の安全性を確認する「試験操業」が令和3年春まで続けられた。試験操業は終了しても、水揚げは事故前の2割から3割にとどまる状態である（甲 A678）。

漁業の周辺産業は多数あり（地魚の販売、地魚をメインとする料亭、水産加工工場など）、その影響は計り知れない。

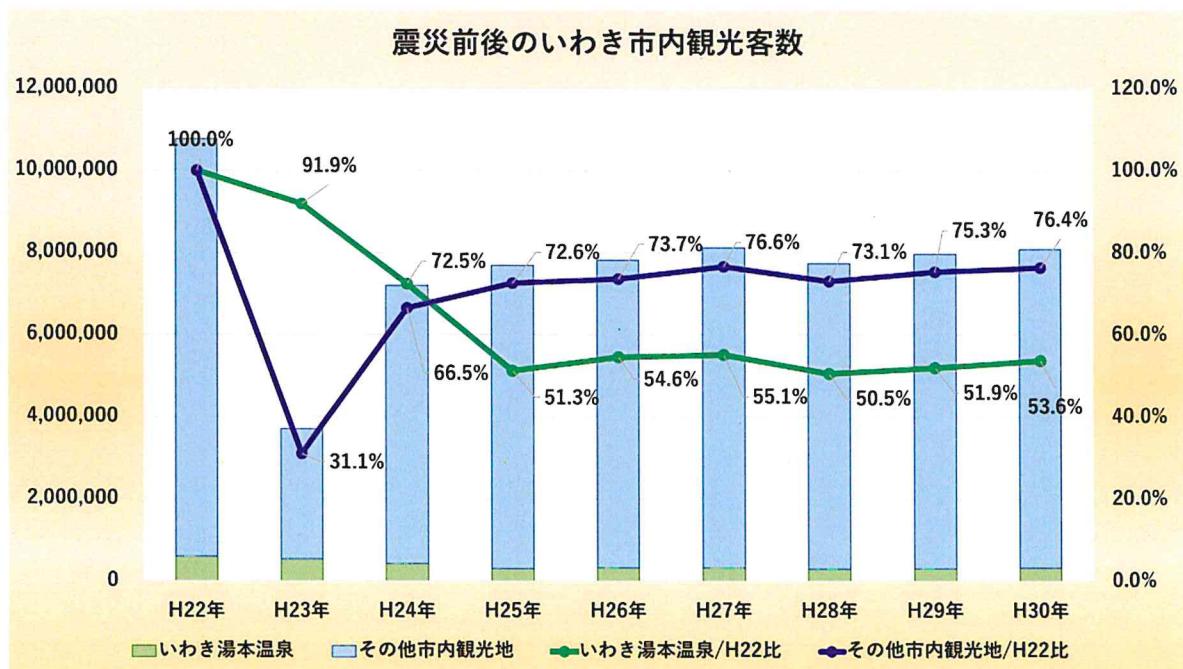


## 2. 観光産業の破壊

いわき市は、観光都市でもあり、いわき湯本温泉郷、フラガールで有名なスパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしまなどの観光地や、あんこう、ウニなどの「常磐もの」と言われる魚介類、穏やかな気候を生かしたトマトなどの栽培、阿武隈山地のキノコや山菜類など、海の恵

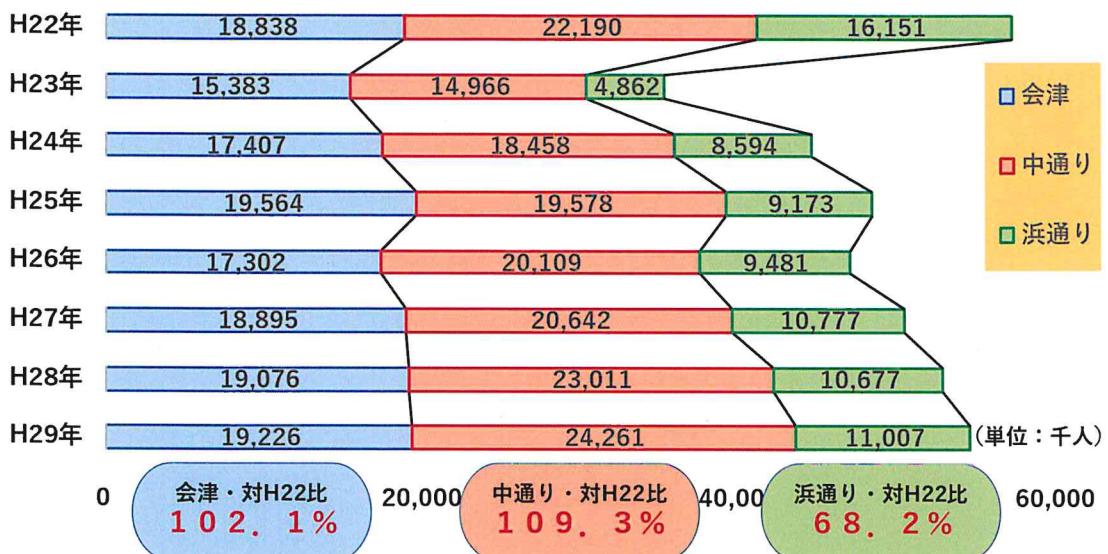
み、山の恵みを当然に享受してきた。常磐線や常磐道を通じて首都圏のアクセスもよく、原発事故前は年間1000万人以上の観光交流人口があった（甲 A673）。観光産業は、旅行業・宿泊業のみならず、地域の農林水産業や飲食業、交通産業、製造業など、多様な産業に密接に関連しており、観光業の趨勢は、地域経済のバロメーターでもある。

(1) ところが、いわき市の観光交流人口の推移を見ても、従前の7割程度しか回復していない（甲 A673）。

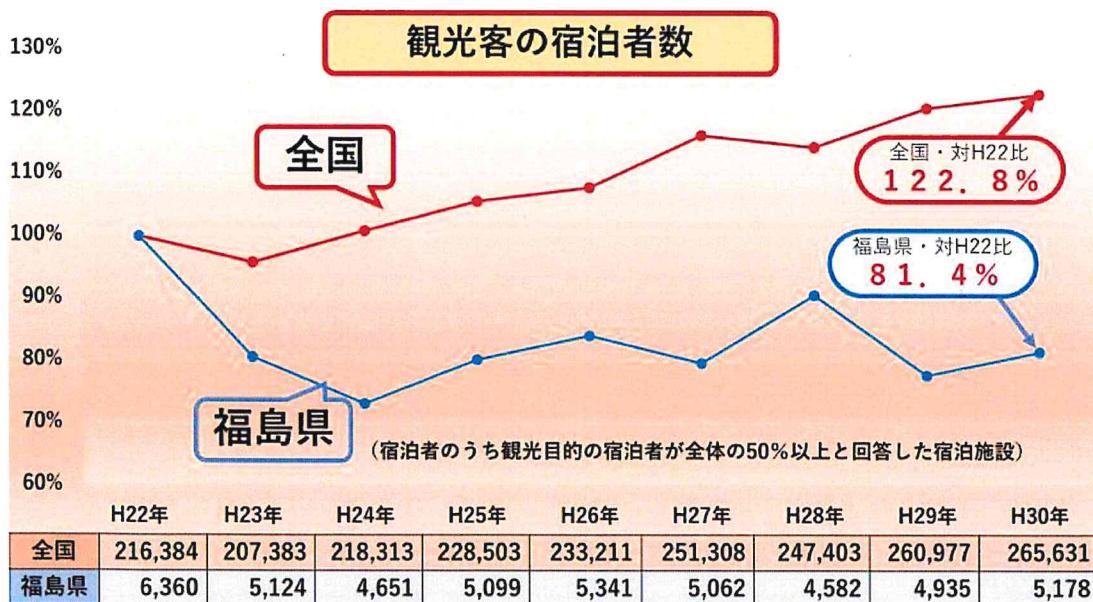


(2) 観光交流人口の回復の程度を、地域別に見ると、原発事故前である平成22年比では、会津地方・中通り地方においては、同水準にまで回復しているものの、浜通り地方においては、7割以下の水準にしか回復していないのである（甲 A674）。

### 3方部別観光入込数



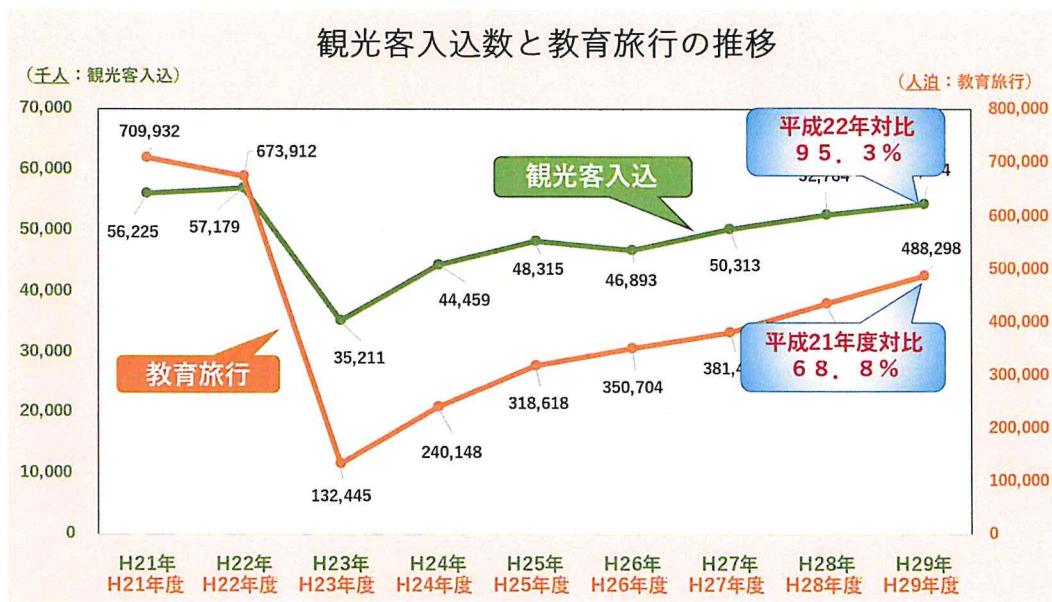
(3) 注意すべきは観光客の宿泊数で見ると、平成 22 年比では、全国平均では、122.8%と観光客の宿泊者数は増えているにも関わらず、この福島県でだけは、平成 22 年比で 81.4%にまでしか回復していないという事実である（甲 A674）。明らかに、この浜通りの観光産業が、原発事故により多大な打撃を受けていることが分かる。



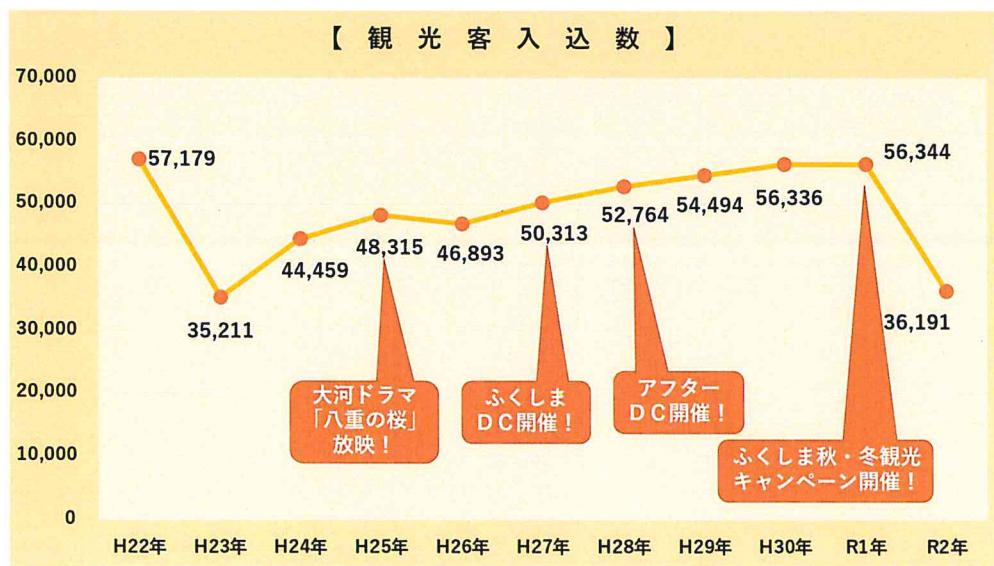
(4) 風評被害を受けやすい外国人宿泊者数ではさらに顕著である。平成24年以降、日本を訪れる外国人観光客は大幅に増えてきた（平成30年の段階で300%以上）。ところが、福島県だけは、このインバウンド効果の恩恵を受けていない（137%程度に留まり、全国平均の半分にも至っていない）。明らかに、原発事故の影響により、福島県が外国人観光客から選択されなくなった結果であろう（甲A675）



(5) 同様の状況は教育旅行の統計からも分かる。若年層ほど放射性物質への影響を受けやすいと言われており、一般の旅行客以上に、子どもを主体とする教育旅行の場合、福島県が敬遠される傾向ある。教育旅行は、平成29年の段階でも7割弱までにしか回復していないのである（甲A676）



(6) 福島県の観光客は、徐々に回復傾向にはあるよう見えるが、このような回復は、「ふくしまデスティネーションキャンペーン」などの多額の補助金による支援の結果であり、同キャンペーンが終了すると、風評被害が顕在化する傾向にあることに注意しなければならない（甲A675）。

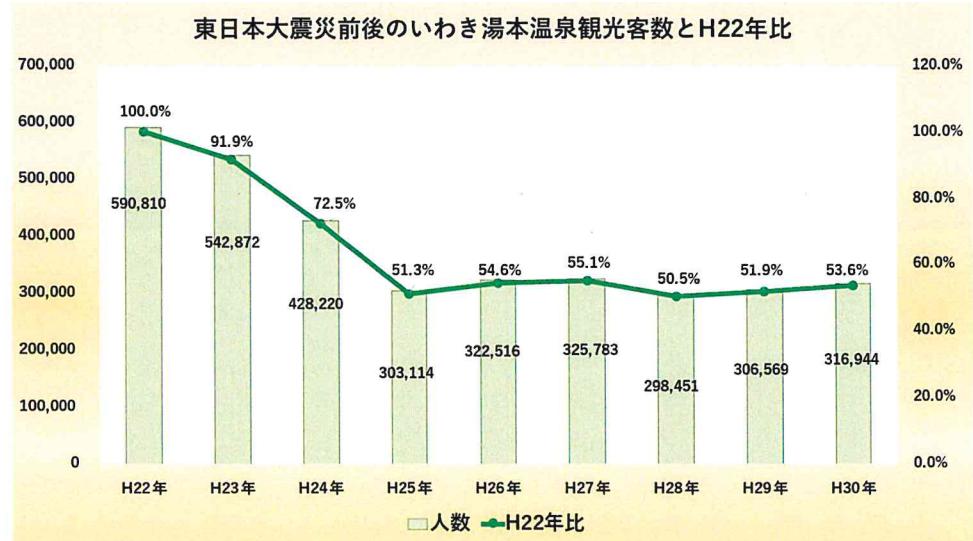


(7) 湯本温泉郷の被害

いわき市を代表する観光地の湯本温泉郷の被害は、より一層顕著である。いわき市の温泉宿は、小名浜港から直送される海産物、山の幸

(しいたけ・山菜など) を料理として提供し、人気を博していたが、上記のとおり、高濃度汚染水流出のため魚介類に汚染が見つかり、漁業は試験操業を余儀なくされ、温泉宿のウリであった地場産の魚介類が手に入らなくなった。また、いわき市の山林も放射性物質により汚染され、除染もされず、各種原木キノコや山菜類は現在も出荷停止状態が続いている。当然、そのような豊かな食事を目的に訪れていた観光客はいわき市の湯本温泉郷を選択しなくなってしまった。低線量とはいえ、放射性物質による汚染という事実は、温泉宿が提供する「癒やし」とは真逆であり、癒しを求める観光客や観光代理店などは、福島県浜通りを旅行先として選択しなくなってしまったのである。

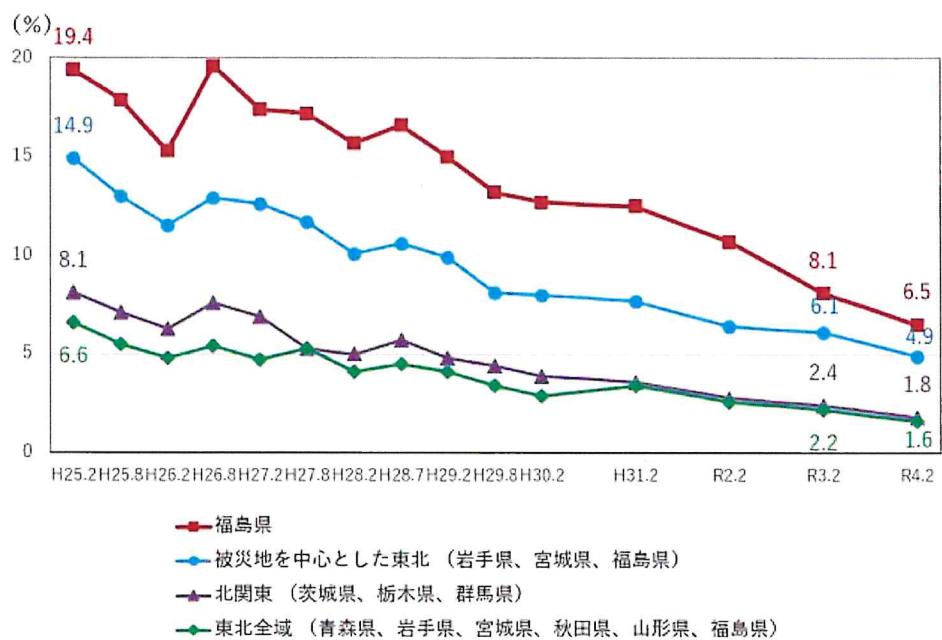
湯本温泉の場合、当初は、作業員の宿泊によりその風評被害の程度は、一定程度に抑えられてきたが、その後は、風評被害が顕在化しており、6割程度にまでにしか回復していない(甲 A673)。



### 3. 負のイメージの継続

風評被害による消費者の意識調査でも、放射性物質を理由に県産品を購入するのを躊躇う割合は、平成26年頃までは2割前後の消費者は福

島県産品を購入することに躊躇している状況にあったのである(甲 A677)。



原発事故後、基準値を上回る放射性物質の検出などにより、放射線量にかかわらず、福島県全体、特に原発がある浜通り地方に対するマイナスイメージが拡大し、福島ブランドは毀損されてしまった。福島ブランドの毀損は、個別ブランドを損なわせ事業者を経済的困難に陥れてしまつただけでなく、福島の人々の自信や誇りを奪ったのである。

以上